

旧計画的避難区域（飯館村）に居住し、近隣の山林で採取したキノコを販売していた申立人について、平成24年1月1日から平成25年12月31日までの期間の逸失利益についても賠償された事例（平成23年の逸失利益は、過去に当センターで和解し賠償されていた。）。

## （全部）和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

損害項目	金額	期間
ア キノコ類（松茸及び猪鼻茸）に係る営業損害（逸失利益）	40万7768円	自 平成24年1月1日 至 平成25年12月31日
イ 本件和解仲介に関する弁護士費用	1万2232円	
合計	42万円	

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金42万円の支払義務のあることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年1月31日

（仲介委員 遠山信一郎）